

1. 本件表示 1

差止対象の表示

1 表示媒体

ウェブページ

2 表示内容

(1) 1 回だけの契約による支払いであるかのような次の表示

ア 初回の支払金額を強調する表示

イ 申込確認画面において、初回の支払金額のみを記載した表示

(2) 解約が許されない期間における商品代金の支払方法につき、当該期間の初回の支払金額を 1 回あたり平均支払金額より低額とする場合における次の表示

ア 初回の支払金額を 2 回目以降の支払金額よりも強調した表示

イ 初回の支払金額と 1 個ずつ購入する場合の代金とを比較する表示

以 上

2. 本件表示 2

被控訴人は、自己又は第三者をして、ウェブページにおいて、申込内容確認画面に以下の表示をしてはならない。

- (1) 初回の支払金額と解約が許されない期間の商品代金総額の表示をしている場合で、次のいずれかに当たる表示
 - ア 初回の支払金額と解約が許されない期間の商品代金総額とを殊更分離して記載した表示
 - イ 初回の支払金額を解約が許されない期間の商品代金総額の表示に比してフォント、大きさ、文字色、文字飾り等により強調する表示
- (2) 初回の支払金額と解約が許されない期間の 2 回目以降の各回の支払金額を記載している場合で、次のいずれかに当たる表示
 - ア 初回の支払金額と解約が許されない期間の 2 回目以降の各回の支払金額とを殊更分離して記載した表示
 - イ 初回の支払金額を解約が許されない期間の 2 回目以降の各回の支払金額の表示に比してフォント、大きさ、文字色、文字飾り等により強調する表示